

宇個審答申第4号
平成11年9月30日

宇治市長 久保田 勇 様

宇治市個人情報保護審議会
会長 初宿 正典

例外類型の承認について

平成11年8月4日付け、宇個審答申第2号の答申のうち、住宅課に係る例外類型については、提供先の一部事務組合に個人情報保護条例が設けられることにより個人情報の保護施策がとられたと認め、承認するものです。

目的外利用・提供の例外類型事項（ 8 条 1 項 5 号 ・ 9 条 1 項 5 号 ）

整理 番号	事務の種類	利用・提供が適当であると認める理由
09	<p>地方公共団体の組合が行う同和対策に関する事務事業に協力するため、必要な限度で個人情報を当該組合に提供すること。</p>	<p>地方公共団体の組合の設立による事務処理上の効率性の向上又は便宜を損なわないように、組合が行う同和対策に関する事務事業に協力する必要がある。その際、当該事務事業の対象者の個人情報を当該組合に提供することがある。</p> <p>ただし、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p>